

- 上野図書館 ☎ 21-6868
- いがまち公民館図書室 ☎ 45-9122
- 島ヶ原公民館図書室（島ヶ原会館内）☎ 59-2291
- 阿山公民館図書室（あやま文化センター内）☎ 43-0154
- 大山田公民館図書室 ☎ 47-1175
- 青山公民館図書室 ☎ 52-1110

図書館だより

Library Information

★新着図書紹介（上野図書館）

■一般書

『137億年の物語』
クリストファー・ロイド／著
宇宙が始まってから現在までの全歴史が1冊にまとめられています。イラストや写真も豊富で、地球がたどってきた歴史をおおまかに理解するのに最適な1冊です。

■一般書

『こんな撮り方もあったんだ！
アイデア写真術』
上原 ゼンジ／著
著者が実験して見つけたさまざまな撮影方法を紹介した本。万華鏡のように広がる写真、小さな水玉の中に浮かぶ世界など、驚きの写真を実際に撮ることができます。

■児童書

『はじめてでもできる
かんたんティッシュ工作』
駒宮 洋／著
ティッシュは薄くてやわらかいので、切ったりまるめたり、自由に形を変えられます。ゆきだるま、りんご、白鳥など、全部で26の作品をティッシュで作る方法が紹介されています。

■絵本

『きょうのごはん』
加藤 休ミ／作
今日の晩ごはんは何か？
こんがり焼けたさんま、カレーライスにオムライス、どの家からもいいにおいがしてくるよ。おいしいそうなおはんが次々に出てくる絵本です。



12月の読み聞かせ

| 開催日 | 会場 | 時間 | 催物 | *は読み手 |
|--------|-----------------|-------------|--------------|-----------------------|
| 5日(水) | ふるさと会館いが小ホール | 10:00～1時間程度 | 絵本の時間 | |
| 8日(土) | 上野図書館 2階視聴覚室 | 10:30～30分程度 | おはなしの会 | |
| 8日(土) | いがまち公民館会議室(和室) | 10:00～40分程度 | 読み聞かせ会 | *読み聞かせボランティア「ぶらんこ」 |
| 16日(日) | 阿山公民館図書室読み聞かせ室 | 10:30～30分程度 | 読み聞かせ会 | *読み聞かせボランティア「はあと&はあと」 |
| 18日(火) | 阿山公民館図書室読み聞かせ室 | 10:30～30分程度 | 読み聞かせ会 | *読み聞かせボランティア「はあと&はあと」 |
| 18日(火) | 青山公民館図書室絵本のコーナー | 10:30～30分程度 | 大きな絵本の読み聞かせ会 | |
| 19日(水) | 上野図書館 2階視聴覚室 | 15:00～30分程度 | えほんの森 | *おはなしボランティア「よもよも」 |
| 21日(金) | 島ヶ原地区市民センター | 10:00～30分程度 | 絵本の時間 | *読み聞かせボランティア「ネェよんで」 |
| 22日(土) | 上野図書館 2階視聴覚室 | 10:30～30分程度 | おはなしの会 | |
| 22日(土) | 大山田公民館図書室えほんのへや | 10:30～30分程度 | おはなしたいむ | *おはなしボランティア「きらきら」 |

★絵本の読み聞かせや紙芝居、手遊びなどをします

伊賀市の文化財 71

「文化財」って何？(2)

前号(11月1日号)に引き続き「文化財とは」について解説します。

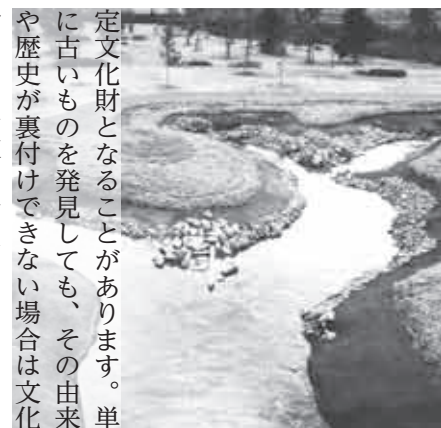
⑤ 文化的景観とは、棚田、里山、水路など、自然との関わりの中で、人々の日常の生活やなりわい、地域の風土によって作り出された景観地のことで、近江八幡の水郷や金沢城下町の伝統と文化、四万十川流域の諸景観などがあります。

⑥ 伝統的建造物群は、城下町、宿場町、門前町など全国各地に残る歴史的な集落や町並みのことで、近隣では亀山市の関宿や岐阜県高山市の古い町並みなどが有名です。

⑦ 埋蔵文化財は、土地に埋蔵されている文化財のことで、一般的には遺物、遺構、遺跡と呼ばれています。市内でも宅地造成や開発などの土地の改変を行う際に調査すると、多く発見されます。

最後に、⑧ 文化財保存技術とは、建造物や美術工芸品の修理など文化財の保存のために欠かすことのできない伝統的な職人の技のことで、保存の措置が必要なものを「選定保存技術」として国が選定しています。

さて、文化財は、学術上・芸術上・観賞上の価値の高さや重要度合いにより、市・県・国の文化財指定を受けます。新しい文化財を発見すると、専門家が調査し、その結果、市の指



定文化財となることがあります。単に古いものを発見しても、その由来や歴史が裏付けできない場合は文化財として指定されません。

一般的には、さらに詳細な調査・鑑定などを経て、それが三重県にとって重要であれば県指定文化財に、国にとって重要であれば重要文化財、さらには国宝などに指定されます。市内にある「城之越遺跡」(写真)のように、国宝級の発見があったときは、直接国・県指定となる場合もあります。

国指定の有形文化財、無形文化財、民俗文化財、文化的景観、伝統的建造物群保存地区の頭には「重要」がつき「重要○○文化財」といい、国指定の史跡、名勝、天然記念物のうち、特に重要なものには頭に「特別」がついて「特別史跡」などといわれます。「国宝」と呼ばれるものは、重要有形文化財のうちで特に価値の高いものに限られ、残念ながら伊賀市には国宝はありませんが、市内に生息する「オオサンショウウオ」は「トキ」や「イリオモテヤマネコ」と同じ国の特別天然記念物で「国宝級」といえます。

文化財室
☎ 47・1285 FAX 47・1290